

一 現行法は業務上の傷病と業務外の傷病とを包摂して居るが、傷病の種類の不都合を生ずる故、前者を別個の制度に依らしめねばならぬ。而して差当り業務上の傷病は工場、鉱山、大労使扶助規則に依り、土木、建築、交通、運輸、石切業等所謂工業的企業、概して業務外の傷病は、業務外の負傷、疾病、出産と同様の給付をなす法規を作り、健康保険法は業務外の負傷、疾病、出産等の保険を取扱ふこととする。

二 被保険者の範囲を拡張し、一切の被保者に及ぼすこと。を限定せざるを可とし、出生額を限り増額せねばならぬ。少くとも出生額を限り増額せねばならぬ。少くとも出生額を限り増額せねばならぬ。少くとも出生額を限り増額せねばならぬ。

三 政府の負担額に一定額へ現行被保者一人に付二円を限度せざるを可とし、出生額を限り増額せねばならぬ。少くとも出生額を限り増額せねばならぬ。少くとも出生額を限り増額せねばならぬ。

四 労働者の疾病は、衛生施設の不備、過労等に基因するが故に、資本家の負担を現在以上に増加するを当然とす。但し大資本家と小資本家とを一律にせず、負担の差等を設くるを可とす。

五 現在工場、鉱山、労働者の平均月収は約五十円に過ぎず、これに最長限度の生活費を要するが、政府の支拂が如く、現在以上に更に保険料率を増加し、百分の三とするが如きは、労働者の生活を脅威するものがあるから、現在のまゝに据置くこと。

- 六 医療給付を完全にし、之を被保険者の家族に及ぼすこと。
- 七 医療制度改善の爲めには、政府と日本医師会、日本歯科医師会等の協力的契約をやる専ら、保険制度を採用すること。
- 八 給付額を簡易にし、請求に余儀なくされるを可とす。
- 九 保険給付期間を制限せず、資格を保持すること。
- 十 健康保険組合の理事長は、労働者代表の理事中より出し得るものと改むること。
- 十一 保険料料率決定権を握ること。

(四) 労働組合法の制定

労働者の団結権は、過去十数年間に亘る我が労働組合の苦闘の結果、今では法律上の保障を得て、専ら我等の生命にある。回結権を、實力を以て獲得し、實力を以て守つて居る。然し、國家が眞に労働組合の健全なる発達を希望するならば、回結権を確保する労働組合法を、一早く制定すべきである。健全なる労働組合法を即時制定せよ！ 此